

# 学校法人安城学園 役員報酬支給規程

## 第1条

理事、監事に報酬を支給する。

## 第2条

学内の理事に年間、本俸月額 $2.0$ ヶ月分を報酬とし、年度末に一括して支給するものとする。  
学外の理事及び監事の報酬は理事長が別に定めるものとする。

## 附 則

1 この規程は平成7年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、学校法人安城学園理事手当支給規程(昭和49年3月から適用)は、廃止する。

2 この規程は平成11年3月23日から改正施行する。(第2条 報酬額の改正)

## 学校法人安城学園 理事長が別に定める手当等について

### I 専任職員関係

(略)

### II 非常勤職員関係

(略)

### III その他

(1) 学校法人安城学園非常勤理事・監事手当

年額(税込) 200,000 円 (支給方法 7月及び11月の各月に 100,000 円支給)

(平成10年12月1日から実施)

(略)